

川崎市自動車を利用して行う営業の取扱要綱

1 目的

この要綱は、移動食品営業の許可及び届出並びに監視指導の取扱いについて定め、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の円滑な運営を図り、この営業による食品に起因する危害の発生を防止することを目的とする。

2 定義

この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 移動食品営業

自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）に施設を設け、食品の製造、調理、加工及び販売する営業をいう。

(2) 営業車

移動食品営業を行う自動車であって、道路運送車両法第58条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受け、同法第2条第5項に規定する運行の用に供するものをいう。ただし、道路以外の場所のみにおいて、走行可能な自動車を用いて移動食品営業を行う場合については、自動車検査証の交付を受けていることを要しない。

(3) 営業許可

法第55条第1項に規定する許可（移動食品営業に関するものに限る。）をいう。

(4) 営業届出

法第57条第1項に規定する届出（移動食品営業に関するものに限る。）をいう。

3 許可対象業種

営業許可の対象業種は、次の4業種とする。

(1) 飲食店営業

(2) 菓子製造業

(3) 魚介類販売業

(4) 食肉処理業

4 飲食店営業及び菓子製造業における営業内容の目安

- (1) 水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備の容量（以下「給水・廃水タンクの容量」という。）が40リットル程度
 - ア 簡易な調理のみ（温める、揚げる、盛り付ける等）を行うこと、又は単一品目のみを取り扱うこと。
 - イ 使い捨て食器を使用すること。
- (2) 給水・廃水タンクの容量が80リットル程度
 - ア 大量の水を要しない、2工程程度までの簡易な調理を行うこと、又は複数品目を取り扱うこと。
 - イ 使い捨て食器を使用すること。
- (3) 給水・廃水タンクの容量が200リットル程度
 - ア 大量の水を要する調理を行う、複数の工程からなる調理を行うこと。
 - イ 通常の食器も使用できる。

5 営業の許可

- (1) 本市の区域内における営業許可は、川崎市食品衛生法施行細則（昭和47年川崎市規則第42号）により許可を与えるものとする。ただし、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づき、本市と関係自治体間で同水準の施設基準が確保され、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分等の取扱い等について調整がなされた場合は、本市以外の関係自治体で営業許可を受けた営業車については、本市の区域内において当該営業ができるものと認める。
- (2) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第67条から第71条の2までに規定する「施設の所在地」は、「営業車の属する主たる固定施設の営業所等の所在地」とし、営業車の車庫、営業車を管理する事務所（下処理等の調理施設等）等の所在地をいう。また、「営業車の属する主たる固定施設の営業所等の所在地」に該当がない場合は、営業車の主たる営業地とする。
- (3) 本市内における営業許可の有効範囲は、川崎市内全域とする。

6 監視指導、食中毒（疑いを含む。）調査及び行政処分

- (1) 監視指導
 - ア 営業車が現に営業している場所を所管する保健所及び許可を与えた保健所の食品衛生監視員が随時監視するものとする。
 - イ 営業車の構造等について不備を発見した食品衛生監視員は、改善指導を

行う。また、当該営業車が管轄外で営業許可を受けたものの場合、保健所長は、許可を与えた保健所長又は関係自治体の長に通報するものとする。

ウ 保健所長は、管轄外で営業許可を受けた営業車について法違反の疑いがあり、継続して指導が必要であると判断した場合、許可を与えた保健所長又は関係自治体の長に通報するものとする。

(2) 食中毒（疑いを含む。）調査

患者等の発生を探知した保健所長は、初動調査を実施するとともに、営業を許可した保健所長又は関係自治体の長と連携して、原因の究明に努め、被害の拡大防止措置に協力するものとする。

(3) 行政処分

法第59条に規定する廃棄処分・危害除去命令、法第60条に規定する営業許可の取消及び営業の禁停止並びに法第61条に規定する施設の整備改善命令、営業許可の取消及び営業の禁停止は、許可を与えた保健所長が行うものとする。

7 指導事項

- (1) この営業は、機動性を利用して諸所に出店し、道路、公有地又は私有地等を占有して営業することが予想されるので、関係各機関と密接な連絡をとり、合法的な営業を行うよう指導すること。
- (2) 営業許可書等の営業許可を受けていることが確認できる書類は、施設内の見易い場所に掲示する等の方法で常に携行するよう指導すること。

8 営業届出

5から7までの規定は、営業届出について、これを準用する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、健康福祉局長が別に定める。